

国民年金

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度などがあります

国民年金には、所得が少な

く保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。免除を受けた期間や、納付猶予を受けた期間中に万が一の事故で障害が残ったときや、一家の支え手が亡くなったときには、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられます(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。)

●申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。

ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

●納付猶予制度

50歳未満で、本人および配偶者の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

●学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料納付が猶予されま

す。  
※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度はともにも、申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができ(失業等による理由を除く)。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度について、くわしくは年金事務所へご相談ください。

・**渋川年金事務所 代表**

(0279-221-1614)

令和6年 調停手続相談会

家庭内の問題(夫婦間の悩みごと・離婚・相続・親子・成年後見・男女間のもめごとなど)や、交通事故・土地建物関係・金銭貸借などで、お困りの方、気軽におたずねください。

調停委員が調停手続のご相談を受けま

す。  
※相談は一切無料、相談された内容については、固く秘密が守られます(予約は必要ありません。)

●日時 9月4日(水)  
午前10時～午後3時

●会場 中之条町役場  
吾妻郡中之条町大字中之条町1091  
☎0279-75-2111

●主催 中之条調停協会

●後援 前橋地方・家庭裁判所

《お問い合わせ先》中之条簡易裁判所  
☎0279-75-2138

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間について

法務省および全国人権擁護委員連合会では、8月21日(水)～27日(火)までの1週間を「全国一斉『こどもの人権相談』強化週間」として、いじめ、体罰、虐待など、こどもの人権に関する相談の取扱時間を延長します。

相談は、電話のほか、SNS(LINE)でも受け付けていますので、こどもの人権に関する悩みごとがありましたら法務局にお聞かせください。

「こどもの人権110番」

全国共通 0120-007-110(通話料無料)

※IP電話からは接続できません。

LINE じんけん相談

LINE公式アカウント「SNS人権相談」を友だち登録してください。

二次元コード



検索ID

@snsjinkensoudan

受付時間は、月曜日～金曜日午前8時30分～午後7時00分  
土曜日～日曜日午前10時00分～午後5時00分

対応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守ります。

《お問い合わせ先》前橋地方法務局人権擁護課  
☎027-221-4466(代表)